

2025年（令和7年）第1回総会議事録

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 告 示 年 月 日 | 2 0 2 5 年（令和 7 年） 1 月 1 6 日（木） |
| 2 | 通 知 年 月 日 | 2 0 2 5 年（令和 7 年） 1 月 1 6 日（木） |
| 3 | 開 催 年 月 日 | 2 0 2 5 年（令和 7 年） 1 月 3 1 日（金） |
| 4 | 開 催 場 所 | 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市役所 3 階 大会議室 |
| 5 | 付 議 事 項 | |
| | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について |
| | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定及び意見決定について |
| | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について |
| | 議案第 4 号 | 非農地証明について |

- 6 協議及び報告事項
- (1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について

- | | | | | | | | | | | | |
|---|------|----|----|------|----|-----|------|----|-----|----|----|
| 7 | 出席委員 | | | | | | | | | | |
| | 1 番 | 佐藤 | 眞子 | | | 3 番 | 沖 | 賢二 | 4 番 | 野田 | 幸男 |
| | 5 番 | 寶諸 | 孝也 | 6 番 | 佐藤 | 泰造 | | | 8 番 | 石井 | 洋子 |
| | 9 番 | 岡本 | 卓也 | 10 番 | 安原 | 理雄 | 11 番 | 能宗 | 秀典 | | |
| | | | | 14 番 | 須藤 | 薫雄 | 15 番 | 谷本 | 耕造 | | |

- 8 欠席委員
2 番 土屋 智樹 7 番 小林 輝仁 12 番 下江 京子 13 番 山本 明
9 その他の出席者
0 名

- 10 事務局出席職員等

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-------|
| 事 務 局 長 | 林 茂晃 | 事 務 局 次 長 | 杉原 信広 |
| 事 務 局 | 藤岡 貴世 | 松 永 出 張 所 | 花 田 宏 |
| 北 部 出 張 所 | 藤井 勝俊 | 神辺出張所長 | 谷田 慎治 |
| 神 辺 出 張 所 | 板 谷 浩 司 | 沼隈出張所 | 松原 美和 |
| 以 上 8 名 | | | |

- 11 議事内容
午後3時00分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから２０２５年（令和７年）第１回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第３条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数１５名のうち、 出席委員 １１名、欠席委員 ４名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第１０条の規定により、議事録署名委員の指名を行いません。 議席番号 ３番 沖賢二（おき けんじ）委員と 議席番号 １０番 安原理雄（やすはら みちお）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	２０２５年（令和７年）第１回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書についてです。 ４議事並びに議案第２号について、「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分決定について」を「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」に訂正。これに伴いまして議案書（別冊）の目次、議案第２号議題欄について同様に訂正です。また、議案書４議事並びに議案第３号について、「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」に訂正。これに伴いまして議案書（別冊）の目次、議案第３号

事務局 (つづき)	議題について同様に訂正です。 次に、議案書（別冊）について、３ページ１３番を取り下げ。 ６ページ３番について、地種欄「第２種」を「第３種」に訂正。 ７ページ４番について、備考欄に所要面積１，５１６．６平方メートル、併用地２８７．６平方メートルを追加。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐 藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、１月２４日の午前９時４５分からの現地調査に続き、午前１１時から市役所 ３階 小会議室で協議会を開催しました。 委員７名 全員の出席により、議案第１号１件、議案第４号１件、合計２件について審議しました。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番について報告します。 １番は、神島町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、１月２７日の１１時５０分からの現地調査に続き、午後４時から市役所 ３階 小会議室で協議会を開催しました。 委員１０名中 ９名の出席により、議案第１号４件、議案第２号１件、議案第３号１０件、議案第４号１件、合計１６件について審議しました。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」の２番から５番について報告します。

委員 4 番 野田 (つづき)	2 番は、沼隈町の受人が、山口県光市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 3 番と 4 番は同一所有者です。 3 番・4 番は、沼隈町の受人が、広島市東区の渡人から、それぞれ申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 5 番は、沼隈町の受人が、新涯町の渡人から申請地に期限を定めない使用貸借権を設定し借受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、1 月 2 7 日の午後 1 時 3 0 分から関係者により、現地調査を行い、午後 4 時から北部支所 3 階の 3 0 2 会議室で協議会を開催しました。 委員 1 3 名全員の出席により、議案第 1 号 8 件、議案第 3 号 3 件、合計 1 1 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 2 ページ 6 番から 3 ページ 1 2 番について報告します。なお、1 3 番は 1 月 2 8 日に取り下げ願いが提出されております。 2 ページ 6 番と 7 番は、相互に所有する農地が県道府中松永線を挟んで対面しており、横断する危険を回避するため、申請地を交換するものです。6 番では季節野菜を栽培し、7 番では梅を栽培する計画です。 8 番は、駅家町の受人が、神辺町新湯野の渡人から申請地を譲り受けて、季節野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。 9 番は、駅家町坊寺の受人が、東京都千代田区の渡人から申請地を譲り受けて、果樹を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。 3 ページ 1 0 番は、駅家町万能倉の受人が、駅家町中島の渡人の所有する申請地を使用貸借権により、借り受け、水稻を栽培して、経営規模の拡大を図るものです。 1 1 番と 1 2 番は、東京都青梅市の株式会社 彩の榊が、新市町常の渡人から、申請地を譲り受け、中国電力株式会社が設置する営農型太陽光発電パ

委員 10番 安原 (つづき)	ネルの下部で榊やヒサカキを栽培し、経営規模を拡大するものです。 いずれの案件も受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 14番 須藤	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、1月27日、午前9時から現地調査を行い、午前9時30分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件の合計5件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ14番から17番について報告します。 14番は、申請地の川南の畑168㎡について、幕山台の渡人から、川南の受人が譲り受けて、野菜を栽培して経営規模拡大を図るものです。 15番は、申請地の上御領の田1,369㎡について、上御領の渡人から、同地区の受人が期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、稲作をして経営規模拡大を図るものです。 16番は、申請地の下御領の田2筆計1,561㎡、畑2筆計1,280㎡、合計2,841㎡について、兵庫県姫路市の渡人から、下御領の受人が譲り受け、田として耕作し、水稻を栽培して経営規模拡大を図るものです。 17番は申請地の平野の田926㎡について、平野の渡人から、東京都青梅市の農地所有適格法人が譲り受けて、今後申請許可後に設置予定の営農型太陽光パネルの下で榊とヒサカキを栽培し、全国的に経営規模拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。

事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 番について報告します。 1 番は、瀬戸町の申請人外 3 人が、申請地を進入路に整備するものです。場所は、瀬戸小学校の北東、約 1, 0 0 0 メートルです。 既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。 なお、1 番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第２号の「１番」は昭和６３年度から平成３年度にかけて、瀬戸町猪之子（いのこ）地区として圃場整備事業で整備された第１種農地です。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第２号「１番」は第１種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、「１番」を許可相当として常設審議委員会へ意見聴取することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号の「１番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取することに決定します。
事務局	事務局より当初の追加訂正事項について、遺漏がありましたのでここで発言させてください。議案第３号の１１番・１２番について、備考欄「農振」の表示について、「農振法第１１条第１項 公告中」に訂正をしてください。 これに伴い、配布している別紙調査書の議案第３号 １１番・１２番について、農地の区別欄並びに行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み欄について、同様に「農振法第１１条第１項 公告中」に訂正してください。

議 長	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番から 1 0 番について報告します。 1 番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場、進入路及び回転スペースとして整備するものです。 場所は、市立福山高等学校の北東、約 1, 1 0 0 メートルです。 既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。 2 番は、西深津町の法人である受人が、吉津町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、郷分幼稚園の西南、約 1 5 0 メートルです。 3 番は、津之郷町の受人 2 人が、愛知県碧南市の渡人から申請地を譲り受け、進入路、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として整備するものです。 場所は、津之郷小学校の北西、約 5 0 0 メートルです。 4 番は、曙町の法人である受人が、北本庄の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。 場所は、沼隈支所の北東、約 1, 2 0 0 メートルです。 5 番は、津之郷町の受人が、熊野町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、住宅 1 棟を建築するものです。 場所は、熊野小学校の東南、約 2, 0 0 0 メートルです。 6 番は、曙町の法人である受人が、若松町の破産管財人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、内海支所の南東、約 8 0 0 メートルです。 7 番は、沼隈町の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、コンテナハウス 2 棟及び駐車場として整備するものです。 場所は、旧内海中学校の東、約 4 0 0 メートルです。 8 番は、沼隈町の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、旧内海中学校の東、約 5 0 0 メートルです。 9 番と 1 0 番は関連案件です。

委員 4 番 野田 (つづき)	9 番・10 番は、内海町の法人である受人が、東京都小金井市の渡人と内海町の渡人から申請地を9 番は譲り受け、10 番は賃貸借権の設定をし、事務所兼倉庫1 棟及び露天駐車場を整備するものです。 場所は、内海支所内浦分所の東、約1, 100メートルです。 なお、1・2・5・9・10 番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委員 8 番 石井	それでは、松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、1月27日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第3号3件、議案第4号2件、合計5件について審議いたしました。 それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、11番から13番について報告します。 11番は、大阪市中央区の法人が、神村町の渡人から譲受けて、売電用の太陽光発電設備を設置するものです。場所は、浜池から、東へ約250メートルのところ です。 12番は、大阪市中央区の法人が、神村町の渡人から譲受けて、売電用の太陽光発電設備を設置するものです。場所は、浜池から、東へ約360メートルのところ です。 11番と12番の申請地は、2025年（令和7年）1月7日付けの、農振法第11条第1項の規定による公告により、農振農用地への指定が予定されている土地であり、同法第12条第1項の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告があるまでの間において転用することにより、農業振興地域整備計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められます。 そのため、11番および12番については、不許可妥当と判断しました。 13番は、金江町の宗教法人が、柳津町の渡人から譲受けて、露天駐車場

委員 8 番 石井 (つづき)	を設置するものです。場所は、新池五差路から、北東へ約 4 5 0 メートルのところ。すでに露天駐車場として整備されていたので、顛末書の提出を受けています。 1 3 番の申請地は、農振農用地区域内の農地であり、農振除外手続き中です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 0 ページ 1 4 番から 1 6 番について報告します。 1 4 番は、南蔵王町四丁目の受人が父の所有する申請地に使用貸借権を設定して、戸建住宅を建築するものです。 場所は四川ダムの北 1 キロメートルの所です。 1 5 番は、運送業を営む法人は現在、駅家町服部永谷にトラック駐車場を確保していますが、土地の返還を迫られており、その代替地として上山守の申請地に 1 0 年間の貸借権を設定して、露天駐車場を整備するものです。 場所は駅家南中学校の東 5 0 0 メートルの所です。 1 6 番は、府中市鵜飼町の受人が父の所有する申請地に使用貸借権を設定し、戸建住宅を建築するものです。 場所は常金丸小学校の南西 1， 2 キロメートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 なお、1 5 番・1 6 番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。 以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定につい

14番 須藤	て」10ページ17番について報告します。 17番は、申請地の道上の田7.35㎡について、道上の渡人から、同地区の法人が譲り受けて、隣接する露天資材置場の一部として利用するものです。場所はJR道上駅から、西へ約400メートルのところ です。 なお、申請地については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。 また、既に露天資材置場の一部として利用していたため、顛末書の提出を受けています。 現地調査を行いました が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第3号の「11番」「12番」は許可の審査基準にある一般基準の農用地区域を定めるための農振法第11条第1項による公告があつてから同法第12条第1項の規定による公告があるまでの間において、農振法第11条第1項の規定による公告に係る農振法第8条第1項に規定する福山市農業振興地域整備計画の案に係る農地を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められます。 この判断は、農業振興課にも同様の判断をいただいております、また、策定中の地域農業経営基盤強化促進計画（いわゆる地域計画）における担い手が周辺で農業経営をしていることが確認されています。 これにより、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を満たさず、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地等の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められ、不許可となる案件と判断されます。 「4番」は山陽自動車道福山サービスエリアスマートインターチェンジからおおむね300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断され

事務局 (つづき)	ます。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第２種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第３号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、「１１番」と「１２番」は不許可とし、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号の「１１番」と「１２番」は不許可とし、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐 藤	議案第４号「非農地証明について」の１番について報告します。 １番は、岡山市の申請人が、昭和４８年から住宅敷地として利用し、現在に至っております。

議 長 委 員 4 番 野 田 議 長 委 員 8 番 石 井 議 長	場所は、一ツ橋中学校の北東、約 1 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。 西部地区の報告をお願いします。 2 番は、山口県光市の申請人が、平成 7 年頃から耕作放棄していたところ雑木が繁茂し山林となっております。 なお、この申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。 松永地区の報告をお願いします。 議案第 4 号「非農地証明について」の 3 番と 4 番について報告します。 3 番は、本郷町の申請人が、平成 1 2 年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、吉田池から、東へ約 4 3 0 メートルのところ です。 4 番は、神村町の申請人が、昭和 5 5 年から住宅敷地として利用していたものです。場所は、草刈池から西へ約 5 2 0 メートルのところ です。 なお、3 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。 ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
--	--

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の１２ページの「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」並びに農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」です。これは、譲渡人死亡による地位の承継に係るもので、令和６年１１月２９日許可日以前の令和６年１１月１８日に死亡、令和６年１２月２日に相続登記が完了していることを登記全部事項証明にて確認しています。 次に１３ページから１６ページの「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。これは、農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第６条の２第１項の規定により、２４件を事務局長専決で受理しました。 次に、１７ページの「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、１８ページから２４ページの「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 ４条５件、５条３３件を農業委員会処務規則第６条の２第１項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、２５ページの「農地法施行規則第２９条第１項第１６号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が中継施設等を設置するために必要な敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合につい

事務局 (つづき)	ては、農地転用の制限の例外となり、2件の協議書を受理しています。 次に、26ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が2件ありました。 次に、27ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。 広島法務局福山支局から5件の照会があり、全ての案件について農地性がないことを確認しました。 回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 次に、28ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして2025年（令和7年）第1回福山市農業委員会総会を終了します。 皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了いたします。

午後3時34分閉会